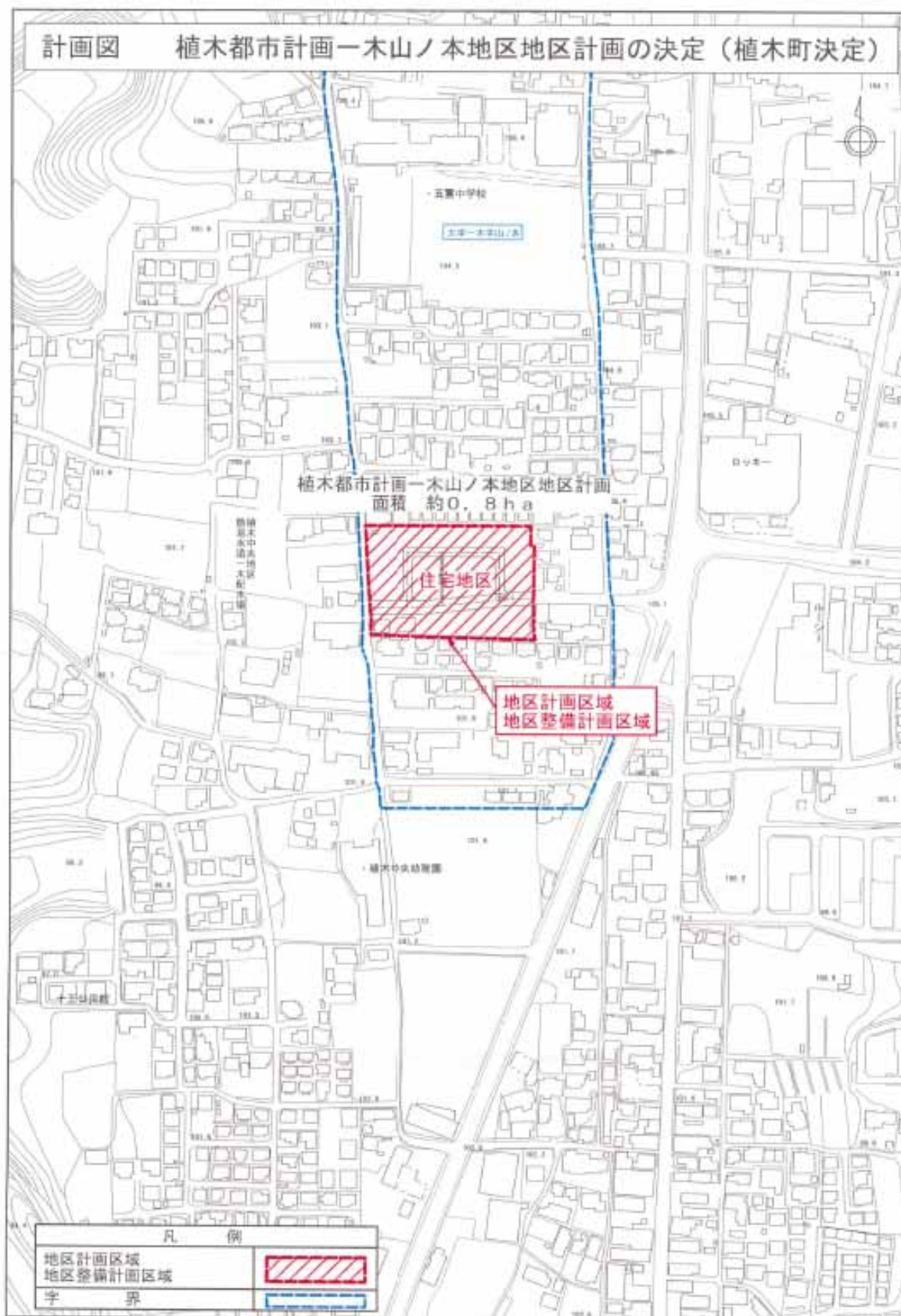




名 称		一木山ノ本地区 地区計画	
位 置		植木町大字一木字山ノ本の一部	
面 積		約0.8h a	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地 区 計 画 の 目 標		土地区画整理事業により基盤整備後の良好な市街地整備又は保持のため、地域地区指定（第1種中高層）だけでは成し得ない住宅地としての環境整備及び保全を図る。
	土 地 利 用 の 方 針		店舗等との混在を避け、安全、防火、衛生上の観点から、建築物の敷地の細分化及び建築物の密集化を防止し、低中層住宅地としての良好な環境を保全する。
	地区施設の整備の方針		街区内の道路、公園について、土地区画整理事業により面的整備を行う。
	建築物等の整備方針		日照、通風、採光、延焼防止等に寄与し、開放感のある良好な住宅地としてのまち並形成の誘導を図る。
	地 区 施 設 の 配置及び規模		土地区画整理事業により整備を行う
	地区の 区分	地区の 名称	一般住宅（住居系）
		地区の 面積	約0.5h a ＜計画区域の面積の内、一般住宅（住居系）の面積＞

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途制限	【建築してはならない建築物】 次の各号に掲げる建築物以外の建築物 1．住宅 2．住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途をかねるもののうち建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第130条の3に定めるもの。 3．共同住宅 4．巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物 5．前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除く) 6．町長が、公益上必要な建築物(第4号に該当するものを除く。)で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの。 7．町長が、土地利用の状況等に照らして、適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可したもの
		建築物の敷地面積の最低限度	165㎡
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から、道路境界線又は敷地境界線までの距離(以下「後退距離」という。)は1m以上でなければならない。ただし、外壁等の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分がそれぞれ次の各号に該当する場合においては適用しない。 1．外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの 2．物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの 3．自動車車庫の用途に供し、高さが3m以下で、かつ、周囲を囲う構造でないもの(ただし、透視性のある材質を使用する場合を除く。)

		建築物等の高さの最高制限	建築物の高さは12mを超えてはならない。ただし、高さの算定については、次の各号に定めるところによる。 1. 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは5mまでは、当該建築物の高さに算入しない 2. 棟飾、防火壁の屋上突出物その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	次に掲げる事項に該当する以外の屋外広告物は、設置してはならない。 1. 自己の用に供するもの 2. 表示面積の合計が2㎡以内のもの 3. 周囲の景観を著しく阻害するものでなく、交差点及び乗り入れ口については、安全面での視界確保が行われているもの 4. 前各号については、公益上必要なものを除く

備 考：建築物に関する制限の事項における用語の定義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令の定めるところによる。